

令和5年度第1回社会福祉審議会地域福祉計画推進専門分科会議事概要

1 日時 令和5年8月24日(木)午後2時から午後3時45分まで

2 場所 吹田市役所中層棟4階第3委員会室

3 出席者ほか

(1) 委員 12名

岡田 忠克	会長	松木 宏史	副会長				
下郡 竜太郎	委員	森山 宣子	委員	多喜 聖子	委員		
木田 正章	委員	栗田 智代	委員	吉久 正規	委員		
田村 栄次	委員	森戸 秀次	委員	辻本 武彦	委員		
松尾 仁美	委員						

(2) 市職員 7名

大山 達也	福祉部長
安井 克之	福祉部次長(福祉総務室長兼務)
紙谷 裕子	福祉総務室参事
齋藤 知宏	福祉総務室主幹
本郷 夏実	福祉総務室主任
上垣 美帆	福祉総務室係員
賀集 恒介	福祉総務室係員

(3) オブザーバー 2名

社会福祉法人吹田市社会福祉協議会	佐伯 佳苗	次長
	佐本 一真	地域福祉第1係長

(4) 傍聴 2名

4 配付資料

資料1-1	第4次吹田市地域福祉計画進捗管理シート
資料1-2	進捗管理シート(まとめ)(案)
資料2	吹田市成年後見制度利用促進体制整備検討会議における意見書一式
資料3-1	重層的支援体制整備事業(厚労省資料抜粋)
資料3-2	重層的支援体制整備事業の実施にかかるスケジュール
資料3-3	地域福祉問題調整会議設置要領
資料3-4	吹田市における包括的な相談支援体制(案)
資料4-1	令和5年度地域福祉市民フォーラム(案)
資料4-2	令和5年度福祉に関する意識啓発(案)

5 内容

- (1) 開会
- (2) 議事

ア 第4次吹田市地域福祉計画の進捗状況について (事務局から資料1-1、資料1-2に沿って説明)

会長 令和8年度の目標達成に向けてお気付きの点等がありますか。

A委員 まず、中間整理されたことを評価したいと思います。資料1-1について、単純にABCの比率は、Aが39%、Bが43%、Cが18%で、私はAの39%に注目したいと思っています。悪い点を改善するのが良いのか、良い点をさらに伸ばした方が良いのか、意見が分かれるところだと思います。第4次地域福祉計画がスタートした年に、三分の一以上が評価をAにしているということは、特記されるべきではないかと思っています。そこで、評価がAになっている理由を自分なりに考えてみると、具体的な活動が見える形で実施されているところほど、Aの評価になっているということが分かりました。自分たちのやっていることのリアリティ、それから、やらされた感ではなくて、共にやっていくという同調性みたいなものがよく出ているのではないかと考えています。つまるところ、やっぱりプロセスが大事だと思いますので、評価がAになっているところをサポートして、さらに前進させていくような形で進めていくことを期待しています。

会長 まずは、この1年間の取組としては高く評価しても良いのではないかと
いうことでした。ただ、ひとつひとつを向上させていくことも忘れない形
で全体的に進めていかないといけないという御意見だと思います。

B委員 資料1-1を見ていると、該当しない分野がいくつかあると思いました。
地域福祉計画というのは、住民にとって一番身近な内容のものになると思
います。私が今一番問題に感じているのは外国人居住者のことです。散歩
に行きますと、早朝からお仕事に行かれるのか、急いで自転車をこいでい
るのを見かけます。そういう方は実際どのような生活をされているのか、
福祉のネットにきっちりとかかっているのかという疑問が毎日起こるわ
けです。また、水上生活者の方もどのような形で暮らしを支えておられる
のか疑問に感じています。その辺りを地域福祉の枠組みで、この審議会に
おいても身近な問題として捉えることが必要ではないかと思っています。ある
意味では、日本は今、国際的に厳しい見方をされる状況の中で、吹田市に
とって先駆的な内容のものを地域福祉で捉えることは大事なことだと思
います。

会長 問題化する前に、吹田市版の支援の枠組を地域福祉の分野で考えていくべきではないかという内容だったかと思います。私も大学で留学生と関わる中で、災害時に日本語以外の情報がなかなか無いということで学生が困っていることがありましたが、その他にも、いろいろなところで不安があると思います。特に生活面では福祉の支援も必要になってくると思います。

事務局 第4次地域福祉計画別冊資料に相談支援機関一覧を掲載しています。その中で、日本語が分からない方や外国人同士の交流の場を知りたい方向けに、千里ニュータウンプラザにある公益財団法人吹田市国際交流協会を紹介しております。また、外国人向けのワンストップ窓口として、令和4年10月に文化スポーツ推進室が吹田市多文化共生ワンストップ相談センターを立ち上げております。コロナ禍における住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の申請や、社会福祉協議会（以下「社協」という。）の生活福祉資金の特例貸付申請についても、外国籍の方から同センターに多数の問合せがあったと聞いております。

C委員 子を一時保護しないといけない時とか、施設を利用しないといけない時に、親が外国籍の方で日本語が分からない場合は、親の感情もくみながら、日本の法律や制度を理解していただくために、外国人の通訳ボランティアを利用することが多いです。両方が困らないように、調整しながら支援を行っています。

D委員 新型コロナウイルス感染症に伴う様々な貸付業務は、全国の市区町村社協が窓口となっておりました。この度、返済の時期を迎えていますが、スムーズに返済につながる方ばかりではございません。普段なかなかセーフティネットにかからない方でも、コロナ禍に貸付の申請で窓口を訪ねてこられました。返済の相談や、その後の生活の様子なども聞きながら、本来の支援すべき内容や生活の困りごとなどの相談につなげるように努めているところでございます。

社協の知名度としては、市民の方に広くいきわたっているかといえ、難しいところもございました。資料1-1のNo.11にあるように、吹田市民生・児童委員協議会主催の夢のファミリーフェスタやガンバ大阪主催の吹田スタジアムフェスタのような多くの市民が集まる場所で、社協やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の啓発の機会をいただけたことは非常にありがたいと思っています。

コロナの影響は各方面で非常に大きかったと思います。資料1-1のNo.2にあるように、地区福祉委員会が行っているふれあい昼食会を実施することが難しかったときに、福祉委員さんから発案いただいて、お弁当をひとり暮らしの方に取りに来ていただくふれあい外出配食という活動を行えたことは、非常に意義の大きいことと思っております。コロナ禍でも、

なかなか外出のきっかけがつかめない高齢者の方に自ら出向いていただくことで、高齢者とのふれあいやつながりづくりを継続することができました。

会長 事務局説明にあったオンラインを活用した取組が積極的に行われるようになったというのは、この活動のことですか。

事務局 いろいろな取組を想定して御説明しました。集まらないからオンライン開催にしたり、会場開催・オンライン開催を同時に行ったりしたものが多くありました。今は集まることができるようになりましたが、便利なものは引き続き使っていこうという流れがあります。

E委員 資料1-1で、具体的施策「高齢者や障がい者（児）等への理解の促進」に関するシートに「こころサポーター養成講座」が掲載されていませんが、せっかく令和4年度からスタートしたことなので、加えてもらえたらと思います。資料1-2の利用方法（案）で、基本目標2の現状と課題の部分について「庁内全体で目標達成に向けて足並みを揃えていくことが課題となります。」というところに注目しています。僕たちも障がいの分野で活動していて、障がい福祉室とは連携がとれることはあっても、なかなかそれ以外のところとは連携しにくいということがあるので、庁内で障がいのことに関しても研修をしてほしいと思っています。実際、精神障がいの方は他の窓口に行って、あまり良い扱いをされなかったということをよく聞きます。その意味で、庁内全体でというのはすごく大切だと思っています。課題と書いてありますが、どのように取り組まれているのか教えていただきたいと思っています。

事務局 資料1-2は、まだ案の段階ですので、確定したものではありません。資料1-1の4段階の評価だけではなく、実際の取組が分かるようにしていきたいので、重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討を進める中で、まずは庁内での足並みを揃えていくことが今の課題であると感じたことから、そのことについて記載いたしました。取組としては、今は事業内容や、庁内全体に関係ある事業だということを共有していく段階ですので、そこから自分たちの事業だということを理解してもらう必要があると思っています。

会長 できるだけ早くと思いますが、これからだということですね。

E委員 地域福祉については全庁的な連携や足並みを揃えることがすごく大切だと思っています、そう書いてくださっていたので、どのような取組があるのかお聞きした次第です。資料1-2については、これから完成させてい

くということで、是非よろしくお願いします。

F委員 自治会の加入率についてです。今住んでいるところに自宅を買って25年になりますが、買って2年目ぐらいに自治会長になりました。親よりも年上の方から若い方をお願いしたいと頭を下げられたので夫婦で引き受けましたが、本当に苦勞しました。今の自治会長は長年務められており、自宅を開放されたり、資料を作っていたりしています。長年やっていらっしゃる方には市からお金を出すような形がないと、若い方が引き受けてくださらない時代に来ているのではないかと思います。これだけ物が値上がりして、子供を育てたり、教育したりするのが大変な時代になってきていますので、平等に市民に光が当たらないといけないと思っています。大阪市では自宅を買ったら利子補給制度があるようですが、吹田市にはありませんでした。分譲住宅を買って市税を吹田市に納め、そして子供をそこで育ててくれるということは、長期的に見て吹田市が潤うことになると思います。さらに、自治会の加入率も増えて、地域のことを見守っていただける形になるのであれば、そういった制度を考えても良いのではないかと思います。

会長 福祉部で対応しきれないかもしれないので、また全庁の議論の中でお伝えいただきたいと思っています。

G委員 ふれあい昼食会について疑問があります。介護の情報座談会でよく話題になるのですが、ひとり暮らしの高齢者でないと参加できないということで、老々介護をしている友達や昼間独居の友達と一緒に参加したいけれどもできないという声をよく聞きます。その辺りは融通が利くものでしょうか。

社協 地区福祉委員会の活動で、ひとり暮らしの高齢者を対象にふれあい昼食会を各地区で実施していただいております。ひとり暮らしではない高齢者世帯にむけた取組も必要ではないかということで、地区によってはひとり暮らしに限らず高齢者世帯を対象にした昼食会に取り組んでくださっているところもございます。ただ、高齢者世帯が非常に多いので、今のところはひとり暮らしの高齢者に向けた昼食会を中心に活動されている地区が多い状況だと思っています。ふれあい昼食会以外にも、例えば、見守り声掛け活動やいきいきサロンなどにも取り組んでいただいておりますので、そういった活動の中で参加者の輪に入っただけならばと考えております。

会長 昼食を提供する資源も限られている中で、いろいろな角度や場面で仲間づくりの機会を提供いただいて、どこかに御参加いただけたらと思います。

イ 吹田市成年後見制度利用促進体制整備検討会議の検討状況について
(事務局から資料2に沿って説明)

会長 成年後見制度利用促進体制整備検討会議で約一年間議論いただいた内容が資料2になります。資料2の別添2にあるように、中核機関の業務内容について他市を参考にしながらまとめていただいております。吹田市としてはまずはスモールスタートで始めて、将来的な取組につながるような内容を積み重ねていくことから始められるという結論を出されています。資料2に、中核機関を担う団体は吹田市社協が最も適切と考えるとありますが、皆さんいかがですか。

B委員 この制度の主眼になるのは、個人のためにいかに機能するかということだと思います。弁護士だから良い、司法書士だから良いということではなくて、本人の気持ちをどれだけ理解しているかということが一番のポイントだと思います。ビジネス的になれば、機能としてダメだということをしつかりと踏まえてやっていただきたらと思います。

会長 こういった制度の本質的な部分の御意見だと思います。障がいのある子供たち、認知症の高齢者、また家族でも捉え方が違うことがあるので、そこをどう調整するのかというところも専門職や中核機関の役割かと思えます。弁護士や司法書士が関わらないと難しい部分もありますし、本人のために、本人のことを分かってくれる人を中心に考えていきたいと思うけれども、なかなか難しい部分もあります。事例を積み重ねることで、いろいろなことが分かってくると思います。

B委員 本人を理解されており、本人から信頼されているような支援者に対してアシストができる専門職の存在が大きいです。後見人だけに任せるという形ではなく、常にバックアップのある体制が必要だと思っています。

D委員 何よりも本人に寄り添い、本人の意思を尊重する、そのようなものでなければ生きた制度にはならないだろうと思います。社会的ニーズも高まっておりますし、社協が皆様から信頼いただける存在になるべく、お話を伺えば伺うほど責任の重さと、それから期待の大きさを感じております。しかしながら、皆様からの御支援がなければ、なかなかこの事業を成し遂げることにはできないと思っておりますので、今後とも多方面から御意見をいただき、つなげていければと考えております。

C委員 私たちは子供の権利擁護のために突き進みますが、一方で、保護者と敵対的な関係になることもあります。訴訟にいたることも多々ありまして、やはり内部的にも法律に強くないといけないとか、行政書士も含めて話を進

めていかないといけないということがあります。中核機関の御苦勞はすごく分かりますので、市が一丸となって作っていかうという気概がないと、とてもではないけれど続かないと思います。

会長 本当にいろいろなレベルの相談があって、弁護士とか法律を使わないと、その人の権利を守れないことがあると思います。相談のレベルが違うと、役割もやらないといけないことも変わってきます。中核機関の役割を担っていただくには、三士会との連携が必要だと思ひます。

H委員 近年、高齢者の増加と共に一定の割合で認知症の方も当然増加傾向にあります。また、家族形態が変化し、ひとり暮らしや高齢世帯の方も増えています。その中で、判断能力が不十分な方がどんどん増えてくるということは、その方の問題の解決はもちろん、その方が関わっている地域社会に対しても関われるような包括的な支援体制というのが必要になってくるかと思ひております。私たちが成年後見制度を利用できないかという話を近頃よく聞くようになってきておりますので、利用しやすい成年後見制度の実現のために是非とも早い時期に、スケジュールを前倒しにしてでも中核機関の設置を実現していただきたいというのが我々からの要望でございます。

I委員 お金の管理が難しくなつた方に成年後見制度を案内させていただくこととなります。8050問題のように、母の年金で息子・娘と一緒に暮らしておられる方もいらっしゃる中で、母のお金を守るために成年後見制度を案内することもあります。話がうまく進むことはなかなかありません。最終的に子の負担が大きくなってくるので、本当なら制度を利用した方がよいのにと思ふことが多くありますが、説明の段階で、子に「もういいです。」と言われることが多く、うまくいかないことが多いです。そういうことを少しでも解消し、守っていかないといけない財産等を守るように、私たちがお手伝いしていく立場だと思ひますが、うまくまわっていないのが現実だと思ひます。

会長 その原因というのは、人手不足とか関わっていただく方がいないことによるものですか。

I委員 それもありますが、まずは本人たちの同意が得られないことや、気持ちがコロコロ変わることをの方が大きいと思ひます。制度を利用すると言ひいても、手続きを始めるときに、やっぱりやめるといふことで話が進まないことが多いです。8050問題の場合は、子の意向により、なかなか前に進まないことが多いと思ひます。

ウ 重層的支援体制整備事業の令和7年度実施に向けたスケジュールについて
(事務局から資料3-1、資料3-2、資料3-3、資料3-4に沿って説明)

会長 検討事項として触れられましたが、見守り体制の強化に努めていただけるような、地域に根付いた相談機関として思いつく事業者、団体等がございましたら御意見をいただきたいと思います。

A委員 この事業を実施することによって何が解決するのかということが、私自身まだ整理できていないので早計に言えないのですが、二つの観点から前向きに検討したらどうかと思っています。一つは、既存の組織を使うことは現実的だと思います。たらい回しのような無責任な対応が、この制度を導入することによって改善するというのであれば、それは1ミリでも前進していると思しますので、前向きに検討してみしてほしいです。窓口がいくつかできるわけですから、広範な課題が共有できるというメリットはあるかもしれません。もう一つは、やってみることがまずは大事だということです。その時には実施要領をより正確に具体的に運用できて、それぞれが持っている問題をいち早くキャッチする仕組みがないといけないと思います。ただただ、その方の問題を集めて「さあ、どうしましょう？」みたいな、ペーパーテストみたいなことだと屋上屋を架す制度になりかねません。その辺りをもうちょっと詰めていくということが全体にあれば、私としてはやってみる価値があるだろうと感じています。

B委員 最初は既存の属性別の相談窓口で対応して、その後、受けとめ隊という形で対応をするということですがけれども、最初から経験豊富なベテラン職員が受けとめて、方向付けをする必要があると思えます。だから、いわゆるワンストップの形であれば、より早く目的の場へ行けると思えます。

事務局 市の事情で申し訳ありませんが、職員には人事異動があります。一つの部署で長く仕事に携わることができないような仕組みになっているので、今いる職員でしっかりとつないでいくことができるような仕組みが必要です。その仕組みをつくるチャンスということで、まずは現場の職員のスキルも上げていくために、受けとめ隊については役職を問わず設置したいと考えております。御理解をいただければ助かります。

A委員 今のお話、よく分かります。人事異動の中でスキルアップしていくということは、当然、組織としてあるべきだと思いますが、悩みごとをお願いする側としては、これまで担当されていた人が代わることはかなりリスクです。地域に根ざしたセクションがあれば、安心して相談できると思えます。例えば、私の住んでいる地区の地域包括支援センターはいろいろ頑張っていて、イベントや朝の体操とかで「私は地域包括支援センターの

誰々です。何でも良いですからお声をかけてください。」など、非常に地道な活動をされています。そういうところが拠点の一つになってもらうと、すごく心強いと思っています。ただ、地域によっては違うセクションの方がより密着度があるということもあると思うので、そこは地域の特性として若干のバリエーションをもって対応できたら良いのではないかと感じます。最終的には、一人ひとりが気持ちよく相談できるような関係が、問題が解決するまでキープされるということができれば良いと思います。

E 委員 ワンストップの窓口を設けるというわけではなく、既存の窓口でまず対応していくということですね。すでに地域包括支援センターが15か所、障がい者相談支援センターが6か所あるので、そこを活用していくのが良い方法だと思いますが、それぞれのセンターがすごく大変ですよ。いつも一緒に仕事をするセンターはかなり人手不足だと感じていますし、今でも相当大変だと思いますが、重層的支援体制整備事業の一角を任せるのであれば、各センターの待遇をもう少し良くしてあげないと、業務を引き受けてもらえないのではないかと思います。あと、地域包括支援センターと障がい者相談支援センターは、そもそも所管が違いますよね。議事1でもお話しましたが、どこまで足並みを揃えられるのかというところが、かなり肝になると思っているので、その辺りを目に見える形でお示しいただければと思いました。

G 委員 地域包括支援センターについてですが、最近、本当に良くしてくださっていると聞きます。高齢者の中でも体が不自由な方にとって、電話1本で家まで来てくれるというのがすごくありがたいと、皆さん言います。民生委員や他の方もいろいろやってくださっていますが、個人情報に関係するときは地域包括支援センターで相談します。地域包括支援センターの職員の人数が少し増えたと思いますが、もう少し増えても良いと思います。また、土日も開いていたら、住民にとってはすごくありがたいなと思っています。

事務局 高齢福祉室・障がい福祉室・福祉総務室の足並が揃っていることがすごく大事だということで、今年度、地域福祉問題調整会議で議論をしている中で着地点を見出さないといけないと思っております。確かに、センターの職員が欠員になったときに、欠員の補充が難しいということもお聞きしております。一方で、地域の中で認知度も上げていかないといけないということもあります。今でも複雑な課題を抱えられた方の相談を受けとめていただいていると思っております。そこで最後まで解決していただくというよりも、つなぎ先を明確にしたうえで、しっかりとつないでいただける地域の身近な窓口の一つとして考えています。土日も開いていたら便利だということは以前から聞いておりますが、今のところ、土日については

高齢者・介護家族電話相談(高齢者サポートダイヤル)で補完しています。

E 委員 今の説明だと、現状とそんなに変わらないように聞こえてしまったのですが、いかがでしょうか。

事務局 既存の相談窓口を活用するということはこれまでと変わりませんし、そのように運営されている自治体が多いです。例えばゴミ屋敷の相談等、どこの窓口を案内するのが難しいようなケースでは、相談される側からするとすごく悩まれるのではないかと思います。今までの業務量や業務の流れとしては大きく変わらないのではないかと思います。受けとめてもらえるところが地域の中にあるということは、市民の方にとっても安心できると考えています。

I 委員 障がい者相談支援センターでは0歳から65歳までの手帳をお持ちの方や障がいのある方の相談を受けているので、センターによっては1割以上が子供に関する相談というところもあります。そういうときに、どこに相談したら良いか分かりにくいと感じているので、分かりやすく一覧化していただけたら、あちこちたらい回しをしなくてもよくなると思います。相談内容が重層化し過ぎていて、どこにつないだら良いのか迷うことが多いので、そういうところをきれいにしていただけたらと思います。

H 委員 地域包括支援センターとコミュニティソーシャルワーカー(CSW)によく相談している中で、現状でも十分足りていると思いますが、既存の部分に対して要員を増やしていくとか、パワーアップしていくとかいうようなことも解決策の一つではないかと思います。私には重層的支援体制整備事業の具体像が見えにくいので、概念的な制度ではなく、効果が目に見える形で実現してもらわないと、先ほどからの意見であるように、結果的に何も変わらないのではないかなという気がします。センターが土日休みというのもそうですし、そういうことを改善していただければ、意味が出てくると思います。

D 委員 高齢者・障がい者の話が出ましたが、児童についても重層的な課題を抱えた方が非常に多いと感じています。子供の貧困については、よくマスコミでも取り上げられ、吹田市でも今後、様々な取組を進められると思いますが、型にはめて「子ども食堂」、「学習支援」ということだけになりかねません。しかしながら、それだけが子供の貧困の対策でもないですし、子供の貧困の背景には、親世代の様々な課題が原因にあるのは明白だと思います。今は子供の貧困に視点が当たっても、その後ろにある親世代のところにも課題解決に向けて動いているのかと疑問に思っています。私が一番期待するのは、今までピンポイントで課題解決に向けて動いていたとこ

ろが、その背景まで解決していこうという受けとめ隊のようなチームがで
きることで、根本の課題解決につながると良いと思っております。この辺
りは難しい課題もあるだろうとは思いますが、しっかりと制度を作ってい
ただいて本来の課題の原因となるものの解決につなげていただけたらと
思います。

会長 御意見を事務局でまとめて、仕組みづくりに役立てていただけたらと思
います。

エ 第4次吹田市地域福祉計画推進に向けて実施するイベント等について
(事務局から資料4-1、資料4-2に沿って説明)

会長 地域福祉市民フォーラムと福祉に関する意識啓発について、御意見・御
質問はありますか。

A委員 地域福祉市民フォーラムは年度1回の開催ですが、少ないと思います。
例えば、定員100人の方が、それぞれお友達10人ずつにお話をすると
1,000人になりますが、1,000人ではフォーラムの効果が本当にあるのか
疑問です。令和6年度以降は、定員は何人でも良いけれども、回数を増や
せたら良いのではないかと感じます。御検討いただければと思います。

会長 それでは以上で全ての議事を終了させていただきます。本日はお忙しい
中、ありがとうございました。